

エメラルド STACIA JCB カード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という。）、株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」という。）、株式会社ペルソナ（以下「ペルソナ」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）の四社（以下「四社」という。）が提携して発行する「エメラルド STACIA JCB カード」（以下「本カード」という。）の四社提携によって生じる事項について特に定めるものです。

第2条（会員と本カードの発行）

本カードは、阪急阪神カードが定める「STACIA カード会員規約」・「『STACIA』ポイントプログラム規定」、阪急阪神百貨店およびペルソナが定める「阪急阪神百貨店およびペルソナの個人情報の取り扱いに関する特約」、およびJCBが定める「会員規約」（以下「JCB会員規約」という。また、これらを総称して「会員規約等」という。）ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、四社が承認した場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員（以下「会員」という。）とします。

第3条（本カードの取り扱いおよび貸与）

本カードは、本カード上に表示された会員本人以外は使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用・管理しなければなりません。また、会員には四社がカードを貸与するものとし、カードの所有権は四社に帰属するものとします。また、本カードの所有権は四社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供、預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。なお、本カード上には、会員氏名・STACIA 番号・本カード番号（以下「会員番号」という。）・本カードの有効期限等が表示されています。

第4条（本カードの機能・サービスの利用）

第1項 会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表します。

- (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
- (2) 阪急阪神百貨店およびペルソナが提供する特典・サービス等の付帯サービス。
- (3) JCB が提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。

ただし、本カードに J-POINT プログラムの提供はありません。

第2項 会員が前項の特典・サービスを受ける場合は、四社の所定の方法に従うものとし

ます。

第3項 会員は、四社が必要と認めた場合に、通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更または廃止する場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第5条（本カードの有効期限）

第1項 カードの有効期限については、会員規約等の定めにかかわらず、本特約に従って四社が定めるものとし、カード上に表示した月の末日までとします。

第2項 四社は、本カードの有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、四社が審査のうえ引き続き会員として認める場合は、有効期限を更新した新たなカードを会員に貸与します。

第6条（年会費等）

会員は、四社に対して、会員規約等に基づき、四社が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条（情報の提供、共有に関する同意）

第1項 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、四社の間において、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。

- (1) 本カードの申込書に記載された情報、および会員規約等に基づき届け出られた会員等の情報。
- (2) 本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
- (3) 会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
- (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

第2項 会員は、下記の内容を目的として、また当該目的の範囲内において四社内の必要とする会社間で会員の本カードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) JCB が与信業務および債権管理業務等を行うため。
- (2) 阪急阪神百貨店およびペルソナ（提携するサービス提供会社を含む。）が提供する特典・サービス・商品・営業案内などに関する業務を行うため。
- (3) 四社が自己の提供するサービスに関する業務を行うため。

第3項 四社は、前二項に基づき共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の定めに則り取り扱うものとします。

第 8 条（届出事項の変更）

会員が四社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく JCB に届け出るものとします。

第 9 条（紛失・盗難の届出）

会員は、本カードを紛失した場合および盗難に遭った場合には、当該紛失または盗難の事実を JCB に届け出るものとします。

第 10 条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難、破損、汚損や氏名変更、暗証番号等の変更を理由に、会員が四社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し四社が審査のうえ、原則として本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該会員は、JCB が通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。また、会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該会員が所持する本カードを JCB に返還する必要があるものとします。

第 11 条（退会）

第 1 項 会員は本カードを退会する場合、所定の方法により JCB に届け出るものとします。

第 2 項 会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき四社すべてから退会となるものとします。

第 12 条（会員資格の喪失）

第 1 項 四社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員の会員資格を喪失させるすることができます。会員は、四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードをただちに JCB に返還するものとします。

第 2 項 前項により会員が本特約による会員資格を喪失した場合は、同時に四社すべての会員資格を喪失するものとします。

第 13 条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、四社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第14条（会員規約・規定・特約の適用）

四社が各々提供するサービス等については、各々の会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、第2条に定める会員規約等が適用されるものとします。

（2026年1月改定）